

# 令和2年6月公布の道交法改正を完全補正!

## 道交法理解の2つのアプローチ

主な改正内容 (2冊共通)

[令和4年5月13日施行]

- 運転技能検査に関する規定の整備
- 申請による運転免許の条件の付与等に関する規定の整備
- 運転免許取得者等検査の認定に関する規定の整備
- 運転免許の受験資格の特例に関する規定の整備
- 若年運転者講習に関する規定の整備
- 若年運転者期間に係る取消しに関する規定の整備
- 運転免許試験の一部免除に関する規定の整備
- 診断書提出命令に関する規定の整備

重要事項の全てを図解した  
「見てわかる」新感覚の解説書

判例、質疑応答等を網羅した  
完全逐条解説

裏面へ

アイキャッチ eye-catch  
アイキャッチ

6-2訂版

# 図解 道路交通法

令和5年1月下旬  
発行予定

令和4年4月27日公布の  
道交法改正(令和4年10  
月1日施行)の罰則等の  
改正にいち早く対応!

道路交通法実務研究会 編

- A5判 ● 800頁(予定)
- 定価3,190円(本体2,900円+税10%)  
ISBN978-4-8090-1457-4 C3032 ¥2900E

### 48 追越し

法第28条、第29条、第30条

#### 内容見本

#### 1 定義 (法21②)

車両

- ・自動車
- ・原動機付自転車
- ・軽車両
- ・トロリーバス

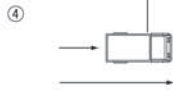
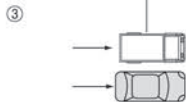
が

車両等

- ・自動車
- ・原動機付自転車
- ・軽車両
- ・トロリーバス
- ・路面電車

に

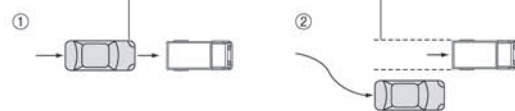
その車両等の側方を通過し、かつ、当該車両等の前方に出ることをいう。



「まず見て、次に読んで重要ポイントを理解する」  
ビジュアル重視の解説書



追いついた場合において、その進路を変えて



- ★ 難解な道路交通法を図表・チャート・イラストを用いて分かりやすく解説
- ★ 逐条ではなく事項別に整理し、欲しい内容がすぐに見つかる
- ★ 複数の項目にわたる事項は、記述の重複を避けずに各該当ページで詳解
- ★ 判例や他法令との関連事項を多数掲載し、昇任試験対策にも最適

#### 2 追越しの方法 (法28)

追い越そうとするときにおいて、追い越される車両の右側あるいは左側を通行すべき 場合等について定めている。

区分	義務	説明
(1) 追越しに当たったときの通行場所	<p>① 前車の右側を通行すること。</p> <p>② 【前記①の例外】(第2項) 前車の左側を通行すること。</p> <p>ア 前車が道路外に出るために右折するとき</p> <p>イ 前車が交差点において右折するとき</p> <p>ウ 前車が一方通行路から交差点において右折するときのいずれかの理由のため前車が道路の中央又は右側端とき</p>	<p>「追越しの原則」による。</p> <p>各項目に重要判例を掲載</p> <p>判例 前車の左側通行による追越しは、やむを得ない場合にのみ許されるのであって、しからざるかざりは、前車の運転者の自由な判断による左側追越し承認の合図があっても、これに従うことは許されない(東京高裁昭28.7.14)。</p>

根拠法条を略記で明示

各項目に重要判例を掲載

